

車両通行制限（4月13日～30日）について（新型コロナウイルス）（4月11日）

4月11日、サラス保健大臣は、定例の記者会見において、車での外出禁止措置（4月13日～30日）について時間の延長を以下の通り発表しました。

1 平日（月曜日～金曜日）

（1）午前5時～午後7時まで（※ナンバープレートの最後が以下の車両の通行を禁止）

ア （月） 1, 2

イ （火） 3, 4

ウ （水） 5, 6

エ （木） 7, 8

オ （金） 9, 0

（2）午後7時～翌午前5時まで全面車両通行禁止

2 週末（土曜日及び日曜日）

終日禁止。ただし、スーパーマーケット、コンビニ、薬局または医療機関に行くという目的の場合のみ、午前5時から午後7時の間、通行を許可するが、その時間帯、ナンバープレートの最後が以下の車両の通行を禁止

ア （土） 0, 2, 4, 6, 8

イ （日） 1, 3, 5, 7, 9

新型コロナウイルス関連情報については、大使館としても最新の情報の収集に努めていますが、皆様におかれましても当国各関係当局の発表もしくは各報道機関等からの客観的情報に基づき、落ち着いて行動するよう心がけて下さい。

【お問い合わせ先】

在コスタリカ日本国大使館 領事班

Tel : (506)2232-1255 Fax : (506)2231-3140

E-mail : embjapon@sj.mofa.go.jp

URL : <http://www.cr.emb-japon.go.jp/japones/index-j.htm>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>